
令和5年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和5年6月12日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和5年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (11名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
8番 工藤 久司君	9番 武道 修司君
10番 池亀 豊君	12番 信田 博見君
14番 塩田 文男君	

欠席議員 (3名)

7番 鞆野 希昭君	11番 田村 兼光君
13番 田原 宗憲君	

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

次長 脇山千賀子君	書記 中原 寿浩君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君		

会計管理者兼会計課長	……………	石井	紫君
総務課長	…………… 椎野 満博君	企画財政課長	…………… 元島 信一君
まちづくり振興課長	… 桑野 智君	人権課長	…………… 武道 博君
税務課長	…………… 田村 貴志君	子育て・健康支援課長	… 吉川 千保君
保険福祉課長	…………… 種子 祐彦君	産業課長	…………… 古市 照雄君
建設課長	…………… 神崎 秀一君	都市政策課長	…………… 首藤 裕幸君
上下水道課長	…………… 福田 記久君	住民生活課長	…………… 西田 哲幸君
学校教育課長	…………… 鍛冶 孝広君	生涯学習課長	…………… 尾座本三雄君
教育施設整備室長	……… 樽本 知也君	監査事務局長	…………… 脇山千賀子君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
北代 恵	1. 仕事マッチング支援について	①豊前市のお仕事パレットのような取組みについて ②町内事業者の人手不足等の問題は把握（調査）しているか ③企業誘致の現状と分析は ④今後、町有地の空き地が増える見込みだが、現有の当該空き地を含めて検討状況は
	2. 子ども家庭庁新設に伴うこれからの少子化対策について	①子ども基本法について自治体の役割は ②子ども議会の開催について ③少子化対策の体系的な取組みについて ④子育て世帯住宅支援事業について
信田 博見	1. 町営住宅について	①空きになった後の住宅の取り扱いについて ②公募について
	2. 小・中学校の電磁波について	①教室の電磁波について ②子ども達への影響について ③今後について
池亀 豊	1. マイナンバー法等改訂について	①マイナンバーカードの普及率は ②資格確認書で申請が期待できないと判断した場合、本人の申請によらない職権で対応するとしているが対応は可能か ③富士通 J A P A N のシステムを活用していない自治体は誤交付が発生しないか ④マイナンバーカード健康保険証に別人の情報がひも付けされていたとのが確認されているが、このひも付けはどの時点で行われたものか ⑤4月より全ての医療機関にオンライン資格確認ができる機械を設置することが義務付けられたが状況は ⑥口座をマイナンバーとひも付ける制度で誤って登録するミスが発生している 河野太郎デジタル相は、既にひも付けされている口座情報を総点検するとしているが点検は進んでいるのか ⑦マイナ保険証券面記載事項について、検討を進めていきたいとしているが、検討の通知はあったか ⑧公金受取口座登録の特例制度とはどういったものか

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		<p>⑨戸籍に記載されている人の「氏名のふりがな」を、1年を経過したのちには、本籍地の市町村長が「一般的な読み方」で記載するとされているが、町長はどのように記載するお考えか</p>
	2. 自衛隊に住民基本台帳の対象年齢の個人情報を紙・電子媒体での提供について	①「安保3文書で自衛隊の人的基盤の強化と地方公共団体との連携強化」が打ち出され、名簿提供の動きが広がっているが、築上町の対応は
	3. コロナ後遺症対応について	<p>①昨年10月厚生労働省が、後遺症を診察する医療機関を公表するよう要請していた自治体は要請に応え医療機関を公表したが福岡県の状況は、又京築にあるか</p> <p>②学校での罹患後対応を文部科学省は、5月末から6月にかけて、各都道府県の教育委員会との会議の中で「コロナ後遺症にかかわる配慮」について周知していくとしているが</p>

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は5人の届出があり、本日の質問者は3人といたします。

一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問をするようお願いいたします。執行部は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。

議員の方は、答弁する方を指名をしてください。なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問者席から行ってください。議場内のモニターに残り時間が表示されますので、よろしく願いをいたします。残り時間が5分になりましたらブザーでお知らせし、残り時間1分になると場内表示が秒数表示に変わりますので、よろしく願いをいたします。

これより順番に発言を許します。

それでは、1番目に、**3番、北代恵議員**。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 3番、北代恵です。本日の一般質問が、私ども議員の4年の任期で最後の質問となります。

思い返せば、この場で様々な問題提起や議論をさせていただいてまいりました。執行部の皆様には、私たち議員の問題提起や様々な提案を真摯に受け止め、取り入れよう、改善しようとして御尽力を頂いてまいりましたことに感謝申し上げますとともに、また今後も今度7月には選挙がまたございます。選挙で選ばれた議員の声は、住民の皆様の代表だということで、住民の皆様のために建設的で有意義な議論ができますように改めてお願い申し上げます。

さて、質問に入らせていただきます。豊前市では、おしごとパレットというプロジェクトを立ち上げられ、今年度4月より新サービスを開始されたことが以前、西日本新聞に取り上げられておりました。

令和4年10月に、一般社団法人豊前生涯活躍地域づくり協議会というものを立ち上げられ、官民連携で行う新サービスで、隙間時間にちょっと働きたい個人と、人手が足りないときだけ手伝ってほしいという事業者を業務委託でつなぐものです。雇用契約を結ぶパートやアルバイトに比べ、自由度が高く気軽に働けます。

人材不足の企業と仕事をしたい高齢者、アクティブシニア層や障がい者、子育て中の方々、学

生、兼業や副業希望者などをマッチングするこの事業は、農林水産業や製造業の慢性的な人手不足や、繁忙期だけの人手不足など、地元企業のニーズと働きたい意欲のある方をマッチングさせる仕組みとなっております。

豊前市は、仕事を通じて活躍できる場を創出することを目的としてこの事業を始められております。

そもそも、しごとコンビニという言葉をご存じでしょうか。官民連携で地域の人と仕事を発掘して業務委託につなげる短時間型ワークシェアリング事業のことで、準備中も含め、現在、全国で6自治体が導入されています。

働く時間の壁、雇用期間の壁、休みづらさの壁、勤務地や通勤距離の壁など様々な壁があり、働きたくても働けないという潜在的に眠っている労働力と、地域の人手不足に悩む事業者さんとを業務委託でつなぐものです。

このような仕組みが生まれた背景には、地域が抱える少子高齢化、人口減少、人手不足、人口流出など様々な課題があります。これらの課題を少しでも解決に近づけるための取組みです。

まさに我が町も現在直面している課題の一つではないかと考えます。

そこで、我が町の現状についてまず伺います。

大手企業の食品工場の企業誘致などに成功され、現在、我が町で営業を続けていただいているところではありますが、町内事業者さんの人手不足や働き手の充実度に関する町独自の調査などは行っていらっしゃるでしょうか。お伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

先ほどの議員の御質問ですけれども、まず、豊前市のおしごとパレットという、こちらは、私もこの質問が出たときにちょっと資料を取って内容を確認しました。

そもそも、このおしごとパレットの取組みも豊前市が始めております。築上町でも、実はこのしごとコンビニのサイトを使うんですけれども、4月17日に企画財政課と産業課でこのしごとコンビニの、ウェブですけれども説明を受けました。受けた目的といたしましては、先ほど議員が言われたような築上町も問題に直面しております人口減少であったり、働き手、働きたいけど働けない、いろいろな諸課題がありまして、そちらをどうにかこう解決できる糸口、方法はないかということでこの一つ、数多く施策があると思うんですけど、その中の一つとして、しごとコンビニのウェブの研修というか、話をしました。こちらについては今後、本町でいろいろな、様々な取組みの一つかなと思っております。ただ、今、農業関係で産業課のほうで答弁させてもらいますけれども、農業関係でいけば、先ほど言われたように、今の企業誘致も含めて調査をしているか、これ、後の質問で出てくるかと思うんですけども、今のところ、その実際的な調査

までは行っていません。

ただし、農業関係である商工会にも確認をしたところ、商工会でも一昨年、ごく数年ですけれども相談件数が多くなってきた。これは、働き手、どうしようかという相談も含めて募集するけれどもいないと、そういった問題が商工会のほうでも、町内の商工事業者でもあると。

農業者に至っては高齢化によって担い手不足、前回の9月の定例会でも私、議員の質問でちょっと答弁したと思うのですがけれども、築上町の農業を取り巻く環境、喫緊の課題として人手不足が取り上げられます。この取組みとして今、人手不足の取組みとして今、農福連携事業を築上町では取組みを行っております。

令和4年度から始めて、令和5年度、軌道に乗ってきましたので、こちらも農業者と福祉のほうをつなぐと、つなぐということ 키워ドとして大切にしていきたいなと思っております。

今後、先ほど言われたその調査については、まだ実際的な実質的な調査をするかというところのまだ把握もしていませんし、数がどれぐらいの要望があるということも把握しておりません。ただ、調査をするというところはまだ決めておりませんが、実際に関係者と会ったり、集落営農、そして中に入っていったらどういふ状況かということを知りたい段階では、そこはより具体的な生の声が聞けるということで、調査をせずに現地に行って、ちょっといろんな声を聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。ウェブでの研修というか、説明を受けたということで、こういった事業をお考えになられているということだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

調査は行ってないということだったのですが、企業は、先ほど課長も課題は御認識されていらっしゃると思うのですが、企業は参入するときかなり綿密に市場調査を行われると思います。企業のニーズにぴったり合わせるということは、なかなか難しいことなんですけど、まずは地域の実情というものを知るためにも、ぜひ調査等を今後行っていただきたいと思っております。

現在、町では企業立地促進条例に基づき、指定事業者承認されれば、様々な優遇措置や交付金を受けられるようになっていると思います。こういうことから積極的に企業誘致に取り組んでおられることと思います。

しかし以前、新川町長は「企業誘致をやっておりますけれども、なかなか難しい」とおっしゃっておられました。そのときには、何が原因で難しいのかということまではお話しにはなれませんでしたけど、私は、企業誘致が難航している理由の一つに、地域の人材不足というものが挙げられるのではないかと考えています。

やはり、人手不足に悩むと分かっている参入する企業というのは、なかなかないのではないかと考えます。

それと、築上町の企業立地のご案内というホームページの中のページには、「現在御紹介できる物件がありません」と記載されておりました。物件や土地など、町有地は積極的にホームページに載せるべきだと思うんですが、現在、本当に遊休町有地というのはないのでしょうか。

そこでお尋ねなんですが、現在の企業誘致に関する取組みの現状と、今のところの分析等をお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。企業誘致の取組みにつきましてですけれども、今現在、企業誘致をする土地がないというのが現状です。

ただ、問合せが年に数件あるのはあります。ただ、現状で説明すると、それで終わってしまうというところは正直あるところなんです。ただ、今後、先ほど言われた公有地等もありますので、そちらのほうを検討していく必要はあるのかなと思いますけれども。産業課の所管として、企業誘致の観点からどう考えていくかというところを今、ちょっと整理をしています。

新しく、企業誘致の必要性というのは、土地があって、企業が来て、そこで雇用の創出、いろんなメリットはあると思います。ただ、その諸条件に合うところまで行き着くには、かなりの時間・労力が必要になってくると思います。これは、町としては、総合計画の中にも入っております、企業誘致の重要性というのは認識をしておりますけれども、産業課としてすぐ、ほかの方が築上町で起業する、創業する、というところに産業課としては重点を置いて、小回りが利く、すぐ取組みができるのかなと思いますのでそちらを事業化して、例えば、空き家対策の関係と新規創業者を結びつける、マッチングするとか、そういった取組みもまだ本町ではしておりませんので、今後、産業課、そして所管のまちづくり振興課の空き家対策の関係で連携をとって、新しい事業をつくるというのも今後、検討の一つかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。今、空き家とかおっしゃったと思うんですけども、空き家も一つの町の資源といいますか、もちろん、私有地ではあると思うんですけど町有地ではないと思うんですけども、そういったところに企業さんが参入できるような、マッチングも考えていただけるということで、ぜひともよろしく願いいたします。

まずは、既に町にある資源というのを開発するというのが先決だと思います。つまり、おしごとコンビニのように地域の仕事を発掘して、働ける人材をマッチングする。企業誘致には、交付金や固定資産税などの奨励措置だけではなくて、地域の人材を紹介するサポート体制など、空

き家を紹介する体制ですとか、そういった体系的にサポートするような体制を、ぜひ、我が町でも取り組んでいくべきだと考えております。

今後、小中学校の校舎ですとか、施設の統廃合などを今後進めていかれる過程で、遊休の町有地がさらに増えていくと思われませんが、現在のところのそういった遊休町有地、増える可能性があると思うんですけれども、そういったところの活用方法と検討状況等教えていただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

現在の町有地の中で、空き地の関係で町のほう管理しているのが、行政財産と普通財産というのがございます。

行政財産については学校や庁舎、公民館等の公共の目的で使われる土地ですので、その分につきましては売却等が基本的にはできません。

企画財政係のほうは今管理を行っておりますのが、普通財産と呼ばれておりまして、今、北代議員さんがおっしゃられるように遊休地、いわゆる、近くで言えば旧葛城保育園等の分の跡地等の分がうちのほうで管理をしております。そういった分のやつは、今までは公有財産管理委員会等で、住民の方から、例えば家の近くに町有地があつて、駐車場がないので駐車場等で利用したいという申出があれば、価格等の決定をして売却等を行ってございました。

今後は、令和4年度に普通財産の売払事務取扱要領というのを作成をいたしまして、各職員に対して、手引きといいますか、事務の流れ等の分を知らせたところでございます。

内容といたしましては、例えば、こちらのほうで、ホームページ等で、公有財産を売りたいよという形で告示をして、その分に対しまして入札等を行って、価格の一番高い方のほうに落札という形で所有権を移転するというように考えております。

また、最近ですけれども、6月1日に私ども町だけではなくて民間の意見等を使って、売却や新しく有効活用ができないかということでホームページのほうにサウンディング調査というのを行っておりまして、また今月中まで、今月中になりますけれども、今のところ意見を受けているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。先ほどちらっと出たのですが、旧葛城保育園の跡地は普通財産ということなんですが、これは企業誘致等の土地に活用するというのは難しいのでしょうか。ホームページには「町有地、今のところ物件はありません」というふうに書かれてあったのですが、こういった土地は載せるべきなのではないかなと思ったのですけれども、

その辺はどうなんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、葛城小学校を取り壊して空き地しております。

地元自治会の協議で……

○議長（武道 修司君） 町長、葛城保育園。

○町長（新川 久三君） 葛城保育園。自治会との協議で皆さんの憩いの場で使わせてほしいということがあるのでそのまましておりますけどね、企業適地という形で町のほうを考えれば、地元に出出をして企業の誘致にするからという形にしたいと思っているのですが、今のところは地元の空き地利用を地元ですするというようなことで今、そのちょっと許可をしておると、そういう状況でございますし、本当はもうちょっとまだ広いですね企業団地を造りたいと私は思っておりますので、県の立地課のほうと協議しながら、できれば広範囲、電子部品工業がこっちに来れるような団地化を目指していきたいと思っておりますのが今の私の心情でございますし、県のほうに伺いながら、というのが、豊前市、行橋市と、市にはいろんな団地を造っておりますけれど、町には、県はまだそういう団地をほとんど造っていないというのが現状でして、ぜひ、県に企業団地を県立で造ってもらいながら、以前もこの説明、県に要望したんですけど「造ってもいいが売れないときは町が全部買うか」と、そんな無理難題を県ができて、ちょっと断念した経過がございますが。これを何とかひとつ、もうちょっと強力につくるような形で……。そうすれば、熊本に進出を大分しておりますけれども、台湾系の電子関係の会社が今進出して、そしてまた日本でも、日本の会社がやっぱり自国でないとだめだという感覚になってきておるので、そういう電子部品会社が日本の適地という形になれば、本町のちょっと山間部のほうに行けば適地になる可能性が強いというふうに信じておりますので、そういう方向性で頑張りたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。新川町長の構想であれば、かなり広い土地と団地が必要になるのではないかなと思いますので、その現在の小中学校などの校舎とか土地というのは行政財産になるから売却は無理というふうに先ほどおっしゃっていたのですが、そういった土地は何か構想はあるんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、小中学校がもし統合して使えなくなると、それは当然、企業誘致の家屋に使ったり、運動場も新しく建物を建てて、生産工場をやってもらおうと、これはやぶさかではないしですね。

1件だけですね、木材をプレカットして、それを都会に行って組み立てる工場をしたいという形で、延岡市のほうの会社がちょっと打診があっているけども、その分は若干、ちょっとまだ今、そういう希望があったということで、まだ本人には会っていないんですけどね。こっちにぜひ来てという形にすれば、学校跡地という形になれば、現在では岩丸小学校、それから小山田小学校、それから寒田小学校と3つ今、そして旧城井中学についてはもうテクノスマイルに貸しとるということで、本来ならこの運動場ももうちょっと企業の生産工場に使いたいということで、テクノスマイルには何とかならないかということで申出しておりますけれど、なかなかテクノがまだ会社を連れてくるという状況にはなっていないようでございまして、テクノには再度、関連会社を連れてこないかということで催促をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） すみません、その、手続上をお伺いしたいんですが、その行政財産というのは、売却は無理ということだったんですが、その手続上そういった企業さん、希望があった企業さんにそういった土地を紹介、現在もしてるんでしょうか。その、可能なんですか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 実際、今、行政財産といっても普通財産的な財産で、名目は行政財産でしておりますけれど、実際は使っていないということになれば、すぐに手続変更は可能でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 可能であれば、ぜひとも積極的にそういった土地を多くの企業に御紹介いただいて、マッチングできるようにお願いいたします。

では、次の質問に参ります。

第2次岸田内閣により、2022年2月25日子ども家庭庁設置法が国会に提出され、6月15日に成立、6月22日に法律第75号として公布され、2023年4月より、子ども家庭庁が発足することとなりました。

これまで、子どもに関する所管が文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁など様々な省庁に分かれており、縦割り行政になっていると言われてきた背景を改善するべく、事務の一元化を目的に設立されました。

子ども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。子ども家庭庁は、子どもがまんなかの社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聞き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための子ども政策に強力なリーダー

シップをもって取り組むとしています。

そして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に、こども基本法が施行されました。このこども基本法では、憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を国や都道府県、市区町村など、社会全体で推進することを目的としています。

同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策の定義として、同法第2条では次のように定められています。

1、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて、切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援。

2、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援。

3、家庭における養育環境、その他の子どもの養育環境の整備。

この3つが、こども施策の定義として定められております。

ここで皆さんにぜひ押さえていただきたい点は、こども施策とは、就労・結婚・妊娠・出産・育児など、子どもを取り巻く周囲の大人に対する支援も含まれるということです。

この点を支援することは、子どもの養育環境に直接関わることだという認識をしておかなければなりません。先ほど私が申し上げたおしごとパレットやしごとコンビニなどの就労支援に関する取組みというのは、実はこども施策にも少なからず関わることなのだということです。

少子化の問題は、我が国では静かな有事とされています。昨年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込みだとのことです。ちなみに、厚生労働省の公表によりますと、昨年22年度の国内死亡数は158万2,033人となっており、出生数との差は、約倍の数字となっております。

つまり、158万人亡くなっているのに、出生数は80万人を割っているということです。この現状は危機感を持たなければなりません。

少子化・人口減少は経済活動の低下を招きます。日本の現状を見れば、その結果は歴然だと思えます。

こども施策と一言で言うと、子どもに関することだけをピックアップして考えがちですが、こども基本法に基づくこども施策を充実させることは、少子化・人口減少のトレンドを少しでも食い止めることにつながり、結果が出れば、ひいては日本の社会全体の経済活動の活性化、社会保障機能の安定化、労働供給や地域の担い手の増加など、あらゆる課題解決につながる体系的かつ

重要な取組みだということが言えます。

これらのことを踏まえてお伺いいたします。こども基本法について、自治体の役割をどのようにお考えでしょうか。また、少子化対策は体系的に様々な角度から取り組んでいかなければならないと思いますが、現在の取組みについて教えてください。

○議長（**武道 修司君**） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

こども基本法についての自治体の役割についてでございますが、こども基本法における自治体の責務は第5条に定められております。

子どもが大切にされること、そして、子どもが意見を表明する機会や、社会的活動に参画する機会が確保されること。子育てに夢や喜びを実感できる社会整備など主とする旨の同法の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することと謳われております。

そして、体系的な取組みについてでございますが、現在、こども家庭庁新設に伴う新たな施策は、今のところ国からは具体的には発出されておりませんが、少子化対策、人口減少につきましては、町全体で考え、取り組んでいくものと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） これは根本的な理念といたしますか、方向性の部分に関わることで、町長にお伺いしたいのですけれども、今、私が申し上げた、このこども家庭庁が発足した趣旨ですとか、こども基本法の定義ですとか、そういったことを踏まえて、体系的に取り組んでいかなければならないということを今、訴えさせていただいたんですけれども、それを受けて、どのような方針で今後取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 今、こども庁設置のですね。国は本来なら全て、全国均一的にこども政策を進めてもらうのが、私はそういう希望をしておるところでございますけれども、なかなかやっぱり格差がございます。本町においても子どもに対する財政的支出というのは、やはり予想よりも私はたくさん比率にして出しておるんじゃないかなという考え方でおるわけです。今回の学校給食費の、本来ならこれは国が私はやるべき問題だろうと、このように考えております。しかし、少子化という形で、背に腹は代えられないということで、何とか少しでもそれを食い止めるための手段という形で今回、学校給食費の公費負担に踏み切ったわけでございますけれども。

いずれ国がこれと、多分、全て国費で賄ってくれるんじゃないかなという希望も持っておりますし、また、賄わなければならないと私はそのように考えておるところでございます、国のほ

うにこれ強く、やっぱり全国の各自治体からその要望が出ていくのはこれはもう必至でございます。

そういう形の中で、基本的には財源を国が保障して、あとはきめ細かな施策といいますか、これをそれぞれの自治体で、まあ、いろんな形があろうと思うんですけど、相当数の財源をそれぞれの自治体にくばって、それぞれ自主的な活動でやるのもよいし、それから、国から画一的にこれだけは全国一律にやってほしいと、そういうやり方を示してもらった政策があればいいかなと思っておりますけれど、今のところ財源的な保障というのは自分たちで苦慮しながら念出していくというのが……。ただし保育料、これは国費負担になりましたら未満児を除いて、そういう形で少しずつは国は改善されているようでございますし。それから、昔から教科書無償化とか、そういう考え方では大分、我々が子どものときよりは相当進んでおりますし、少しずつであるけれども、やっぱりそういう国の政策に我々が期待、財政的な支出、これに大いに期待しながら独自に子どもの成長を見守る政策を進めていくと、これが地方自治体の本質ではなかろうかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。もちろん、給食費無償化とか町では積極的に取り組んで、今までも取り組んでこられたことと思いますが、こども家庭庁の発足を機に、さらに力を入れていかなければならないという状況でもございます。

同法第3条では、こども施策は次の6つの大切な基本理念を基に行わなければならないとされております。

1、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。

2、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

3、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

5、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家

庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

6、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

この中で、自治体が最前線として関わっていく必要があると考えるのが、3項と4項だと考えます。

子どもの意見を表明する機会を確保すること、その意見を尊重され、考慮される子どもが子ども施策の基本理念として掲げられていますので、今後、自治体がどのように子どもの意見を取り入れていかれるのかというのは、注目される場所だと思います。これは重要な自治体の役割の部分にも関わってくる内容だと思います。

そこでお伺いしますが、このたびの小中一体型の学校建設や図書館など、子どもが直接関わる部分については、どのように意見を取り入れていかれる予定なのかを担当課長、お伺いいたします。また、子どもの意見を伺う一つの手法として、子ども議会の開催など、意見を言えるという風土づくりにも力を入れていただきたいと考えます。

この辺についてどうお考えかをお伺いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。

議員御指摘の小中学校の適正配置について、子どもの意見をということでございます。

議員御指摘のとおり、こども基本法の制定に伴って子どもの意思の表明、それから尊重をするということが非常に大事だと思っておりますので、ちょっと現時点ではどのようにするかということは考えておりませんが、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 樽本教育施設整備室長。

○教育施設整備室長（**樽本 知也君**） 教育施設整備室、樽本でございます。

私からは図書館のほうの計画についてなんですけれども、図書館につきましても、一応利用者のアンケートという形で、令和4年の10月から、そしてまた、小学校・中学校の児童生徒の皆さんを対象といたしまして、令和4年の12月から令和5年の1月にかけてアンケートを行っております。この中で、総数といたしまして832件のアンケートを頂きましたので、今ちょうど設計の段階でございますので、皆様方の、小学生、そしてまた中学生の皆さんの意見等を、実現可能な形で取り入れながら設計のほうは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会、久保でございます。

北代議員御質問の、子どもがいろいろな面で関わってくる、子どもの意見を吸い上げるという点でございますけれども、実は令和3年に計画しました、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業においても、子どもたちに、どういう学校がいいのかとか、どんなトイレがいいですかというような、そういう質問もして、実際に子どもたちに絵を描いていただいたりとか、そういうことはしてきたところです。

今後も子どもたちの意見を活かして、まちづくりを行っていければというふうに考えております。

それから、子ども議会ですが、先日、議会傍聴に椎田小学校の子どもたちが来ていたと思えますけれども、やはりこういう場をしっかりと。（「八津田小学校や。八津田小学校」と呼ぶ者あり。）失礼いたしました。八津田小学校のほうに来ていたと思えますけれども、このような場をしっかりと子どもたちに見せる、そして子どもたち、未来は自分たちの力でこの築上町をつくっているという気持ちを育むということで、学校教育を行っておりますので、将来的には子どもたちの意見を出す場、子ども議会等も開催していきたいというふうに考えております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） アンケート等でこれまでも子どもたちの意見を聞いてきたということなんですけれども、なかなか子どもさん側にとっては、これまで意見を言う風土というか、そういった部分が少なかったもので、私たちも意見を言っているんだという認識がまだまだ少ないのではないかなというふうに考えています。

その一つの手法として、子ども議会を小学校も中学校も開催できるように、これ、担当と申しますか、子ども議会をもし開催するとなったら議員のほうも積極的にお手伝いさせていただきたいし、ぜひともやってみたらいかがかなと思うんですが、これは担当はどこになるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 担当は、それぞれの所管も担当になると思うんですけれどもね、まとまって全体協議をして、議会も当然やらしてもらわないかんし、教育委員会、町長部局という形が基本的な形になろうかと思えますけれども、もしやるのであれば、3者が協議しながらやっていると、これがやっぱり一番いいのではなかろうかなと。

それと、子どもの意見を聴くという形の中では直接ダイレクトメールで、私宛てに大分、子どもからも来ますんで、やらなきゃならないものは、これはすぐに私実行してあげたい。

というのが、ちょっと例を一つ示しますと、葛城小学校、空調が効いていなかった時期に、窓に網戸もなかったんですね。網戸ぐらいつけてくれてたらいいがね、というその直訴がございまして、ちょうど夏休み前だったんです。夏休みにすぐに教育委員会に、こういうあれ来とる、やろうじゃないかという話で、9月に子どもが出てきたら「ありがとうございます」というお礼

が来ちゃった。こういう直訴といいますかね、ダイレクトメールで来たり、そういうのも何件か子どもから来るのはあるんですよね。というのは早くやってやらなきゃいかんかなということ……。しかし、お金がたくさんかかったり、それはちょっと無理だよという話で返事は出して、名前があるものについては返事は出しますけれど、名前のないのはどうしようもないのでそのままにしていますけど。そういう形で子どもからもダイレクトメールが大分、町長宛てに来ると、これも子どもの意見が、子どもなりにこういうふうに考えて、町にお願いちょうかやってほしいという要望が来ておりますけれど、まあ、これは絶対やらなきゃならんものはやるという形で、そういう立場でおるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 今、例を挙げていただいたことというのはとても大切なことで、ぜひ皆さんに周知していただきたいところでもあります。

以前、行橋市でも子ども議会を開催して、その中で出た中学生の意見が行政を動かしたということが新聞に取り上げられておりました。こういった体験というのは子どもたちにとってとても大切な体験になると思いますので、ぜひとも子ども議会開催してください。よろしくをお願いします。

続いてまいります。こども施策の大切な基本理念として、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくるというのが、先ほど申し上げました。また、子育てをしている家庭へのサポートを十分にすることも、大切にされている理念の一つであります。

そこで国土交通省では、子育て世帯、または若者夫婦世帯が、こどもみらい住宅事業者と契約し、高い省エネ性能を有する新築住宅を建築する場合、住宅の省エネ性能等に応じた金額を補助したりするなどの子育て世帯の住宅支援事業を行っておりました。

この事業の募集は既に終了したようなんですが、子育て世帯への支援とカーボンニュートラルを目指した体系的な取組みだと感じます。

県内のほかの自治体の取組みとしては、例えば福岡市では子育て世帯住替え助成事業という、子育てしやすい良好な住宅への住み替えを支援するために住宅購入費用や礼金、仲介手数料など、まあ、金額の上限はあるんですけども、そういった上限を決めて助成する事業を行っているようです。

また、宗像市では子育て世帯、新婚世帯への家賃補助制度を行っていたり、うきは市でも子育て世帯に対するマイホーム取得支援事業などに取り組んでいるようです。

我が町でもこのような趣旨で住宅支援事業等をお考えになってはいかがでしょうか。

築上町に住む子育て世帯が家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられるように、ぜひ取り組ん

でいただきたいのですが、新川町長、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本当に、やらなきゃならん事項だと思っております。

というのが、昨年、茨城県の境町というところに行ってきましたけど、ここもすばらしい施策を行っております。

というのが、町が購入した用地に新築住宅を町が建てて、そして20年間賃貸で貸すと。そして20年間支払いを終えたら、それを全て土地、建物とも借入者に譲渡すると。こういう施策を取っておるといって、ああ、これならいいなというふうに思っておるんで……。なかなか、その体制づくりはまだうちできてないけど、これを何とか実行したいなと私は思っておりますし、そうすることによって、持ち家を推進しながら定着をしてもらえるとという形になるのではないかと、そのように考えておりますし、それと、先ほど言った町有地がございますが、これについても何とか宅地分譲をやっていくとか、いろんな施策を考えなきゃいかんけど、ちょっと今のところスタッフ不足という形になっておるので、そういう専門的な、子育て専門的な部署をつくりながらやっていかなきゃいかんかなと思っておるんで、職員がちょっと今のところ、若干現状では不足しているので、新しいそういう部署をつくりながらやっていくのが一番ベターかなと思っておりますので、人事、それから財政課と指示しながら実現可能に向かってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ぜひともよろしく申し上げます。優先すべきことがたくさんあるとは思いますが、このこども家庭庁が4月から発足ということで、今回取り上げさせていただきます。ぜひとも積極的に考えていただいて、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩いたします。再開は午前11時からいたします。お疲れさまでした。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

それでは、2番目に、12番、信田博見議員。信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 通告に基づきまして、質問させていただきます。

まず最初に、町営住宅についてということで、空きになった後の住宅の取扱いについてということでございます。

知り合いが町営住宅に入りたいということで、都市政策課に行ったそうです。5月の半ばだったかな。空きがある住宅があったのに、公募は秋ですよということを言われたということなんです。5月なのに秋ということですか。5、6、7、8、9月か10月か分かりませんが、約半年間ぐらいは空きがずっと続くわけですよ。ですから、何でそんなに公募は時間がかかるのかねということでした。

ですから、町営住宅が家賃は幾らなのかというのはよく分かりませんが、例えば3万だとすると、半年間空いとったら $3 \times 6 = 18$ 万ですね。18万が町に入ってこないということになるんですね。

ですから、できればそこをぎゅーんと縮めて、1か月ないし1か月半ぐらいでできないのかなあというのが普通の人の考えですよ。役場の人の考えではないですけども、我々もそう思います。そうしたほうが町にとってもいいよねということですよ。そこはどうなのでしょう。課長。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 都市政策課の首藤でございます。

ただいまの信田議員の御質問、実際多分、私が考えている申込みの方と同じ方だと思うんですが、今、実は一丁畑住宅のほうに申込みいただいて、もう入っております。その方に一番最初るとき言われたのが、御自分が希望している一丁畑の、実はA棟、C棟、D棟ってあるんですが、御希望されている棟のD棟のほうにちょっと空きがなかった状態でございます。実際、近々に出られてはいたんですが、まだ公募をしていなかったのも、そちらは無理だったんですが、A棟、C棟については空きがございましたので、そちらを御案内した次第でございます。

空きになった後の住宅の取扱いということで、まずは御回答させていただきたいと思っております。

まず、空きになる前にですが、町営住宅の明渡しをしていただきます。前入居者の方、もしくはその代理人の方、その方と住宅内外の立会確認をいたします。

その際、入居者の瑕疵による汚損等があった場合は、原則入居者の方に、修繕の上、明渡しをいただいております。また、経年劣化による汚損等の場合は、明渡し後に、町の責任において修繕を行います。

近年、峯原や一丁畑のようなマンションタイプの団地についても老朽化が進んでおりますので、配管の詰まり解消や建具の修繕等を行わないと、次の方を募集できないような状況になっております。そういった修繕等が完了いたしましてから、公募を行うようにしておりますので、空いて

もちょっと間が3か月から4か月かかっているのが現状でございます。

そして、公募等により入居予定者が決まりましたら、専門業者による今度は清掃を行います。その後、入居というふうに扱っております。

また、耐用年数経過の用途廃止団地というのがございますので、その用途廃止団地については、もう募集をかけないようにしておりますので、瑕疵があったりした場合でも修繕等を行わず、こういった用途廃止団地については、その棟、丸々空きになった段階で順次解体を実施しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。

それにしても、少し長過ぎるんじゃないかと、我々はそう思います。できれば、築上町に町民の税金とかじゃなくて、そういう公営住宅があるなら、なるべくこの金が入ってくるようにしてほしいんです。入りたい人がいるのに入れないという状態は、どうかなと思います。できるだけ早く入れて、早くお金がもらえるようにしたほうがいいんじゃないかと私は思います。

それから、公募というのは年に何回やるんですか。春と秋だけですか。ちょっとよく分からない。お願いします。

○議長（武道 修司君） 首藤都市政策課長。

○都市政策課長（首藤 裕幸君） 公募についての御質問でございます。

現在は、年3回程度を行うように心がけております。夏ごろ、また年末ごろ、年度末ごろに広報等でお知らせをして、実際のその抽せん等がその1か月後から1か月半後ぐらいになりますので、秋ぐらいになるかとは、入居は秋ぐらいになるかとは思います。

近年、コロナ等の影響によって、公募についても3回等を行えてなかったのが現状でございます。1回しか行えない年もあれば、コロナのために一度も抽せんできなかった年もあったと聞いております。それについて、広報やホームページで、今現在はですね、もうコロナが過ぎましたので、今後は年3回行うように心がけております。

1部屋に対して複数の申込みがあった場合には、抽せんを行って入居予定者を決定いたします。その後、請書や保証人の書類等を提出いただいて、審査の上に入居決定となっております。

なお、公募した後、申込みがなかった団地については、随時募集として起案を行いまして、ホームページで掲載をいたしまして、随時に受付を行っております。

先ほどの方も、前回、春に実は公募を行っておるんですが、そのときに一丁畑、実はまだ3部屋から4部屋空きがございました。なので、そちらを御案内した次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。一昔、私も昔は町営住宅に入居しとったんですけども、その頃は入居者がむちゃくちゃ多くて、一つの部屋に3人も5人もという状況でくじ引きでした。

でも、今はそんな状況ってあまりないのかなと。ですから、町営住宅に住みたいという方たちが、だんだん少なくなっているのかなというふうに思います。だから、今入りたいという思いがあるなら、これはもう非常に大切な方たちですよ。だから、できるだけ、すぐに入れるような状況に常にしてほしいと私は思います。だから、あまり文句を言うわけではありませんけども、できるだけそういう状況にしてほしいと思っております。

以上です。

次に、小中学校の電磁波についてということで、小学校、中学校で子どもたちに1人1台のタブレットを渡しております。それに伴って教室でのWi-Fi等の整備もなされているのかなと思います。学校教育でICT、情報通信技術を活用することは、今後、積極的に研究されていくべきだと私は思っていますが、同時に、子どもがもしWi-Fi等の発する電磁波によって、体とか脳とかにどのような影響があるのか、というのも併せて配慮していただきたいなというふうに思います。

これは、電磁波が人間の体に悪影響を与えているということは、まだ何も科学的な統一見解がなされていないわけです。ですから、電磁波が体にとって悪いのかということは、まず分かっていないという状況なんですけれども、子どもさんたちを持つ親御さんたちというのは、そのとこ、長い間学校にいるものですから、Wi-Fiの電磁波をいっぱいこっぴど浴びるその子どもたちが将来どんななるのかと、非常に心配なわけです。

ですから、この電磁波に対して、教育委員会、教育長、課長、どのように思っているのですか。僕も電磁波については全く分からないんですけども、今のところは今のまんまということですね。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

教室での電磁波についてということで、御質問いただいております。議員おっしゃるとおり、現在ICT機器を活用した学習というのが、教育現場で定着をしつつあるという状況でございます。

基本的には教室内で使用している機器を含め、電子機器については、電子機器等の電磁波が人体に影響を及ぼさないよう、国が基準を今定めていると、法令等により規制をしているという状況で、現時点では基本的には学校の中外問わずに、人体への悪影響は生じないものというふうに

考えているところでございます。

ただ、議員が、御指摘がございましたように、確かに電磁波による子どもたちへの影響をですね、心配をされるという声があるというふうには認識をしております。ただ、それについてはですね、WHO、世界保健機構等の見解では、電磁波と結びつける科学的根拠はないということで、今、結論付けられているというところでございます。

現在のところ、町内の学校から、そういう電磁波による電磁波過敏症等の健康被害という報告はないというのが現状でございます。

ここでちょっと一旦切らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） 今、電磁波過敏症という言葉が出ましたけれども、確かに、電磁波過敏症という方がおられるということは確かなみたいなんです。ですから、その方たちが今、我が町にはいないのか知れませんが、もしそういう人がおられた場合に、何かやらなくてはならないわけですよ。決して無視できないんです。

ですから、ちょっとこの分野に少しだけ詳しい方に、いろいろお話を聞いてみました。少し勉強したんですけども、Wi-Fi等の高周波の対策というのは2つあるらしいんですけども、1つは発信源、発信するところから距離をとる、そして、もう一つが電磁波に影響される時間を最小限に減らすこと、この2点があるらしいんですけどね。それからもう一つは、発信源のところにアルミシールドというのをかぶせるというか置くというか、そうすればかなり電磁波は減るんだという話がありました。

ちょっと話は変わりますが、以前、我が町議会で、ある議員が自分のとこの近所に変電所があって、その変電所にたくさんの鉄塔、高圧線が行ったり出たりしてるわけです。だから、その鉄塔の周辺、変電所の周辺の人たちが、もう、がんでいっぱい亡くなっていると。これはどうかならんかという質問をしたのを覚えています。まだ、10年かそこら前ですけども。これも何も根拠がないじゃないかと言われたらそれまでですけども、何か因果関係ありそうな気がするんですよ。これは私だけかもしれませんが。

で、電磁波というのは、やっぱりそれだけ、もしかしたら怖いものかもしれないですね。

また、大分前に私が聞いたことなんです、電磁波は直接、脳とか血液とか心臓とかいろんなところに、ホルモンとか、そんなところに影響を与えているのではないんです、ということです。私たちが毎日、もういつもいつも呼吸してます。呼吸して、その酸素を取り込んで、その酸素が肺から血管を通じていろんなところに運ばれるわけですけども、その酸素が一部、活性酸素になるんです。その活性酸素になるんですけども、その活性酸素は外部から入ってきた病原菌やいろ

んなものを、異物をやっつけるというか、酸化させて亡きものにしてしまうという、そういう働きもあるんで、人間にとって非常に大事なものらしいんですけども、農薬、それから電磁波、タバコ、食品添加物、それからストレス等が原因で、もう要らない活性酸素までたくさん発生させるということなんです。

そのたくさん発生した活性酸素が、人の体のあるとあらゆるところに傷つけてしまう。そこが病気の原因になるということらしいんです。だから、その活性酸素をたくさん発生させるのが、農薬なのか、ストレスなのか、たばこなのか、食品添加物なのか、また電磁波なのか、というのは全く分からないというわけです。ですから、何かうやむやにされているんです。

でも、この電磁波、ないにこしたことはないんだということだと思えます。ですから今後も、この電磁波についてはまだまだ解明が恐らくされないでしょう。だからやっぱり我々は先手先手とってですね、何か対策をしていかなければ、やっぱり親御さんたちから心配な声が上がってくるのかなというふうに思います。今後、教育長、何かあります。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

信田議員の御質問の件でございます。電磁波については、現在、課長のほうからもお答えしましたが、健康被害等はないというところではございますけれども、ICT、1人1台タブレットを効果的に活用するという面もありますが、今後は、やはり児童生徒の健康に留意してICTを活用していくことが必要であろうかと思っておりますので、文科省等から示されましたガイドブックを基に、子どもの安心安全を留意したICTの活用、運用を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（12番 信田 博見君） ありがとうございます。1人に1台のタブレットというのは、非常にお金もかかったことだし、いいと思うんです。特に、学校に行きたくないとか、そういう人たちがタブレットで勉強ができるんです。それから、いじめに遭った人たちとかが、もう学校に行きたくないとか言ったときでも、家庭でしようと思えばできるわけです。だから、非常にいいことだと思うんです。

でも、もしそういう電磁波等が害があるのなら、何かやっぱりそこで対策をしなければならぬと思います。

まだまだ、非常に分からないことだらけなので、我々もいろんなところで、ちょっと勉強したいと思っております。できれば皆さんもそのところをしっかりと勉強して、なるべく子どもたちにそんな影響がないようにしてほしいなというふうに思います。

これ、友達から買って来たんです。今、こういうのがあるんです。ちっちゃいんです。これ、5,000円ぐらいなんですけども、電磁波が出てるのが分かるんです。今、ゼロです。だから、ちょっと激しいやつが出たら、ここが真っ赤になるんです。なんか非常に、わあ、これは危ないというかたになるんですけど。これを買えというわけではないんですけども、やっぱりもう少しみんなで勉強していきましょう。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、続けていきます。

次に、3番目に、10番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 10番、池亀です。通告に従いまして質問させていただきます。マイナンバー法等改定について質問します。

この質問をしようと思ったのは、5月の中旬ごろ、このままでは役場や町民の皆さんに大変なことが起こってくるのではないかと考えたからです。そのときは、今起こっているようなことが毎日のように発生し、報道されるようになるとは考えていませんでしたが、通告をしていますので通告どおり質問していきます。

初めの質問ですが、マイナンバーカードの現在の普及率は、お聞きします。

○議長（武道 修司君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

マイナンバーカードの交付率になります。令和5年5月末現在、交付率は70.6%になります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の答弁にありましたように、マイナンバーカードは、政府の健康保険証の廃止とポイント付与で急激に普及が進められ、自治体や健康保険組合などの現場の対応が追いつかなくなったことが、各種のトラブルが多発する大きな原因となっています。

築上町は、お聞きしたところ、正規の職員が対応しているということで、今のところ大丈夫のようですが、自治体の現場からは申請が殺到する中で業務が民間に委託され、十分な研修も受けられずにアルバイトなどで作業が担われたことが今の事態につながっているとの声も上がっています。

国会で「現場の声ですよ、それを認めないんですか。ミスしたのが悪いという認識ですか」という質問に、河野大臣は「マニュアルどおりにログアウトしていただければ、恐らく誤登録は防

げたんだらうと思います」などと責任を現場に押し付け、リスクを説明せず、メリットしか語ろうとしませんでした。

本日は、このような政府の姿勢に対して、これから起こってくる様々な問題から、どう町民の皆さん、職員の皆さんを守っていくかを一緒に考えていくという質問にする予定で通告しましたが、先ほど述べたように、9日には河野大臣が「責任は大臣たる私にある。何らかの形で、私に対する処分をやらなければいけない」と述べる事態に至っています。

2番目の質問に入ります。

障がい者の生活と権利を守る全国連絡協議会の家平さんは、5月17日、参院特別委員会で、脳性麻痺で手足の障がいなどがある女性の方がマイナカードを取得しようとしたときの事例を示しながら、日常的に医療が必要不可欠な障がい者や介護が必要な高齢者などの医療を受ける権利を奪いかねないと、このマイナンバー法等改定案を批判しました。

このような困難を持たれた方への対応について、4月14日の国会で、副大臣は、高齢者施設職員が代理で市町村窓口に行くのが難しいといったケースに対応するため、市町村が介護福祉施設等に出張して申請を受け付けるといった体制の整備も推進すると答弁しています。

また、マイナ保険証が取得できない方は、資格確認書を申請することになりますが、4月28日、厚生労働大臣は、資格確認書の申請が期待できないと判断された場合は、本人からの申請によらず職権で交付するなど、必要な対応を行ってまいりますとし、5月31日には、デジタル大臣が、高齢者で独居の方についても、希望する方の個人宅を市町村職員が訪問する形で申請が行えるよう検討を行うなど、きめ細かく対応することとしておりますと答えました。

私は、このような市町村に過大な仕事を押しつける、そしてこんなことは不可能ではないかと思えます。以前の質問でも述べたように、5万円給付のときも、100名以上の世帯から申請の返事が返ってきていないのです。対応について、課長さん、種子さんですかね、お聞きします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

保険福祉課といたしましては、資格確認書の点について答弁させていただきたいと思えます。

御指摘いただきました資格確認書につきましては、令和5年3月28日の第164回社会保障審議会保障部会で論議なされています。その中で、保険者が、行政とかそちらのほうが必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる旨の規定を設けることが論じられました。また、本国会でも審議なされていることだと存じております。

しかしながら、まだ具体的な運用等の指示が示されておりませんので、ちょっと現状どうしていくかについては、お答えすることは控えさせていただきたいと思えます。

保険福祉課としては、以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） まだ具体的に示されていません。事態がどんどん動いていまして、これからどうなっていくかっていうのは、まだ定かではないんですが、国会で河野大臣が、このように市町村の職員が家庭に訪問してというふうにおっしゃっています。

私は、はっきり言って、あんまりだという気持ちを持っております。これは私の意見として申し上げておきたいと思います。

次に3番目の、この3年間でマイナンバーカード自体の誤交付、紛失が14の自治体で発生しています。また、マイナンバーカード利用のコンビニ証明書誤交付も相次いでいます。

政府は、システムトラブルであり、マイナンバー制度そのものとは関係ないと言っていますが、埼玉県、新潟市、熊本市では、抹消したはずの印鑑登録証明書が発行されました。この3市は富士通JAPANのシステムを利用していますが、その後発生した愛媛県今治市のシステムはJJCを利用しています。システムの問題ではないのではないかと私は思います。

メーカーや自治体に責任を押しつけることは、私は許されないと 생각합니다。どのようにお考えでしょうか。

○議長（武道 修司君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

通告に従っての回答をさせていただきます。

コンビニ交付の住民票をマイナンバーカードを提示しての発行するシステムの関係となります。

マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付サービスにおいて、特定の事業者のシステムを利用している複数の自治体で他人の住民票など誤って交付された問題で、デジタル庁の河野太郎大臣は令和5年5月9日の会見にて、デジタル庁としてシステムの一時停止と再点検を要請したとの発表がありました。

本町については、富士通JAPANのシステムを活用してなく、違うシステムを使っております。このシステムはですね、点検作業を全て実施しましたが、今のところミスは発生しておりません。また、本町のシステムについては、申請者とは異なる証明書が交付されることがないよう対策をしております。

あと、ちょっとそういう、いかがなものかと言われたら、国のほうで早急に改善をしていただければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 町としては、本当に頑張っていらっしゃると思います。メーカーや自治体に全て押しつけて、先ほど言ったように河野大臣は自分を処分することも考えてい

るという答弁もあっているようですので、今、事態は変わっていますが、少しでも自治体や町民の皆さんに負担がかからないように、御一緒に国とともに動いていければよいと思います。

次に、4番の、厚生労働省は、別人情報のひもづけを最初に把握した時期を2021年11月と答えています。このひもづけは、どの時点で行われたものですか。私はマイナンバーカードをつくっていませんが、私の番号にはこのひもづけは行われていますか。また、他人の年金情報が閲覧と報道されていますが、私の番号にもこの年金情報はひもづけされていますか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま御質問いただきました保険情報の件についてですが、マイナンバー、いわゆる個人番号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づき、社会保障分野などで活用が進められているところでございます。

健康保険の保険の番号につきましては、マイナンバーを保険証にするというのとは、また違う時点でもう既に個人番号とその方の保険の内容というのは関連づけられているというように考えております。

以上でございます。（「年金情報は」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

申し訳ありません。年金につきましてはちょっと所管ではございませんので、お答えすることができません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） この質問したのは、今、課長さんがおっしゃったように、私もちょっと聞き漏らしましたが、個人番号の法律のときにひもづけられるということも私も知りませんでして、今度のこの騒動が起こってくるまで知りませんでして、それで課長さんにいろいろお聞きしたところ、そういうことだということで、ちょっと私も確認のために今日は、役場の職員の皆さん、課長さん方にも、このことについて認識をしていただきたいということで、この質問をさせていただきました。

次に、この誤登録は、医療保険を運営する健康保険組合などによるものだとされていますが、誤登録された方がその後、国保になった場合、役場では誤登録は分からないのではありませんか。

9日の毎日新聞の社説では、企業の健保組合から国民健康保険に移った情報などがカードに反映されず、無保険状態となるトラブルも各地で起きたと報道されています。

今の国保に変わった場合ですね、こういう、何というか、トラブルが起きる可能性はあります

か。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

当町が所管します国民健康保険につきましては、一応システムは住民基本台帳と連動しております。住民基本台帳のほうで個人番号のほうを確認できますので、例えば、申請者の方が間違っただけの番号を申請されたとしても、実際の番号の確認ができますので、基本的にはそういった関連づけの間違いというのではないと思います。

また、令和5年4月14日付で厚生労働省から、誤情報等の確認についての通知が来ております。対象者があった場合には別途通知があるということですが、現時点では連絡がございません。

また、同年5月23日に厚生労働省に資格番号等の点検についての通知が来ております。私どもとしては、随時、点検作業を進めているところでございます。

保険福祉課としては以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の答弁は、前に課長さんに電話でお聞きしたときに、そういう御答弁があったので、そういうことかなと思ったのですが、今、言ったように、9日の毎日新聞に、国民健康保険に移った情報などがカードに反映されず、無保険状態となるっていうふうに書かれておりますが。

それで、課長さんも、今、初めて言ったので分からないと思いますが、御一緒にこれから、どういう状況なのかっていうのを、また勉強していきたいと思っております。

それでは次の、4月より全ての医療機関にオンライン資格確認ができる機械を設置することが義務づけられました。今、現時点の築上町の状況はどうなっていますか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

各医療機関に機械が設置されているかどうかにつきましては、すみません、情報のほうは持っておりませんので、ちょっと答弁させていただくには回答する内容がございません。お許しください。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今の質問は、医療機関にも過大な負担を与えているのではないかという私の危惧からの質問です。

町も築上町の大事な医療機関を御一緒に守っていくという立場で、これから行政を行っていただきたいと思っております。

それでは次に、口座をマイナンバーとひもづける制度で、河野太郎デジタル省は、23日、既にひもづけされている口座情報、5月21日時点で約5,432万口座を総点検する方針を明らかにしました。その総点検はどういう指示があつて、どのように進んでいるのかお聞きします。

○議長（**武道 修司君**） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（**西田 哲幸君**） 住民生活課、西田でございます。

口座情報の点検については、国のシステムであります。市町村のほうでは、今のところ把握できていませんので、国のほうで行っている状況であると思います。

市町村では、窓口本人がマイナンバーカードを持参していただければ、ひもづけの口座情報は確認できます。また、御自身でされる場合、マイナポータルアプリというのがあります、そこで口座登録の確認ができます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） どのような指示があつたかというのは、ちょっとお答えになってないと思うんですが、私は、先ほど、河野大臣が述べた、既にひもづけされている口座情報5,432万口座を総点検する方針というのが、ちょっと無謀なお話ではないかという考えを持って、今の質問をさせていただきました。これ以上、町に聞いても、なかなか、国の事業でするので難しいと思います。

次に、マイナ保険証券面記載事項について、性的少数者らの団体からの要望を踏まえ、不要な記載事項の削除について検討するとしていましたが、今回、セキュリティー機能を高めた新しいマイナンバーカードを2026年にも導入する方針と報道され、とうとう3日前には、この新しいマイナンバーカードに顔写真を載せるかどうか検討すると言い出しました。この券面記載事項について、今のような状況になる前に何らかの通知がありましたか。

○議長（**武道 修司君**） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（**種子 祐彦君**） 保険福祉課、種子でございます。

マイナンバーカードの表面の記載事項についての変更の検討がなされていることは承知しておりますが、具体的に検討の指示とか、こういうことを提案とかいう、意見とか集約等の連絡はございません。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） それでは次の、公金受取口座登録の特例制度とはどういったものですか。

○議長（**武道 修司君**） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

まず、公金受取口座登録制度とはということで、現在、金融機関にお持ちの預金口座を1人1口座、給付金等の受け取りのために国に登録していただく制度になります。

質問の、公金受取口座の特例制度の内容につきましては、既存の給付受給者等、これ、年金受給者を想定していると思います。簡易書留等により一定期間内を通知した上で同意を得た場合、または一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合は、内閣総理大臣、国になりますけど、登録口座を公金受取口座として登録可能になる制度であるというふうに説明になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、説明がありましたこの特例制度ですけど、私は、この年金受給口座を手始めに、本人が不同意と回答しなければ自動的にマイナンバーとひもづける特例制度は、本人同意が原則からの逸脱であり、国民の不信を一層高めるものと考えます。

次に、9番目の質問です。改正戸籍法が成立し、戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名を、1年を経過した後は、本籍地の市町村長が一般的な読み方で記載するとされていますが、町長にお聞きします。町長はどのように記載するお考えですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 戸籍事務は、そもそも国の委託事務でございます。町が委託を受けてやっているという形になれば、法務大臣からそれがしの委託系内容という形で、振り仮名を独自に振ってくれという委託が来れば、これは当然、委託に基づいてやってまいります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今日、長々と議論する気はないんですが、これ、いわゆるキラキラネームですか、ああいうお名前をお父さん、お母さんがつけられたときに、今言ったように一般的な読み方で市町村長が記載するというので、これからどんな問題が起こってくるのかということは、私は危惧しております。

ここで、これ以上、議論してもあれですので、そういういろんなことが起こっているということとを、ぜひ認識しておいていただきたいということを申し上げ、以上、私の考えたこの法改正の問題点について、意見を述べさせていただきました。

次の質問に移ります。

自衛隊に住民基本台帳の対象年齢の個人情報を紙・電子媒体での提供について、質問します。

安保3文書で自衛隊の人的基盤の強化と地方公共団体との連携強化が打ち出され、名簿提供の

動きが広がっています。築上町の対応状況はどのようになっていますか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

自衛隊への名簿提供という質問でございますけれども、自衛隊の福岡地方協力本部から、自衛隊法第29条第1項及び第35条に基づきまして、対象の方の情報提供依頼がございました。

それに先立ちまして、防衛大臣から自衛官募集等の推進依頼ということで、募集対象者情報の提供、募集事務の実施、入隊予定者の奨励などの依頼がございました。これに、こういう依頼に基づきまして、数年前から住民基本情報の提供を、電子データで提供を実施しております。

本年につきましては、依頼がございましたが、まだ準備中で、実際の提供は実施はされておられません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 以前、この質問をしたとき、そのときの課長さんが住民課長さんですけど、「築上町ではこれを行っていない」という答弁であって。今の答弁は、今、行っているという答弁ですか。それでしたら、何歳の方とか、そういうところを、ちょっと御説明願えますか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

自衛隊のほうからは、本年度18歳になる方ということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） ちょっと私、これを質問通告出したときに、ほかの課長さんからちょっとお聞きしたら、「築上町では提供していない」というお話だったので、原稿を、それで作ってきていないんですが。

ほかの自治体では、これを提供する場合に、住民の方に広報とかで、「何日までに「私は嫌です」って言う方には提供しない」というふうに行っているという自治体が多いんですが、そういうことは、やっているのですか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。

今、西日本新聞の記事によりますと、そういう、議員さんの御質問のようなことをしている自治体が幾つかあるようでございますが、築上町においては実施をしておりません。

そちらにつきましては、国のほうから依頼文書等ございまして、それに基づきまして、国のほ

うから問題ないということで伝えられておりますので、そのように実施をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） この議論は、また続けていきたいと思っておりますが。

個人情報を守ることは自治体の責務です。自衛隊は定員割れが続き、2021年度には、自衛官の中途退職者が前年度比で35%増加、イラク・インド洋などに海外派兵が拡大した2007年度に次ぐものとなりました。この中、自衛隊では退職申出を認めない退職妨害ハラスメントが横行しています。

今まさに海外派兵、戦争が行われているロシアでは、隣国フィンランドへの移住が昨年度最多となり、徴兵逃れの不法移民を恐れるフィンランド政府は、国境でフェンス建設を開始したと報道されています。

みんな、戦争になんか行きたくないんです。私は、自衛隊員の命と安全を守るために、戦争する国づくりをやめ、専守防衛に徹する日本であるべきだと考えます。

以上、述べまして、次の質問に移ります。

次に、コロナ後遺症対応について、質問します。

国立国際医療研究センターの調査で、コロナ自体が軽症や無症状でも、感染1年半後、4人に1人が後遺症に苦しんでいると報告されています。昨年10月、厚労省が後遺症を診察する医療機関を公表するよう要請していた自治体は、要請に応え7,200の医療機関を公表しました。

今現在、福岡県の状況は。また、京築に後遺症の医療機関はありますか。課長さん。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

まずは、コロナ後遺症に苦しんでいる方々、そして、その御家族の方に対しまして、お見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症後遺症の診療が可能な医療機関につきましては、県内では約340施設、そのうち北九州地域約90施設につきまして公表されておりますが、残念ながら京築地域には該当施設がございません。

福岡県では、診療相談窓口が開設された令和4年2月10日から令和5年4月30日までの相談件数は、約8,640件に上るようです。

今のところ、当課では相談を受けておりませんが、以前、後遺症ではないかと思われる方からの相談が寄せられたときには、行政の役割といたしまして、医療機関につなぐことを主体に相談に応じておりました。

先月5月に、小児科学会におきまして、コロナ後遺症についての調査がまとめられたとのこと

ですので、これを機に改めまして、後遺症に関する相談につきまして、告知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 今、御答弁いただきましたように、京築にはないんですね。それで、そんなに多くはないと思うんですが、ゼロではないと思います。

ぜひ、今、課長さんおっしゃったように、相談があったときに対応できるようなことを、やっぱり皆さん、役場全体で考えていっていただきたいと、町民を守るためにお願いして、次の質問に入ります。

3月17日、永岡文科大臣は、国会で「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状として、様々な症状があるということは、各学校に十分認識していただけますように、様々な機会を通じて周知を徹底してまいります。回復期の対応、できれば無理をしないこと、体育や部活の参加について、しっかりと対応していただけるよう各教育委員会等を促してまいります」と述べ、「健康上の理由により長期欠席をしている児童生徒に対しては、学業が継続できるように、各学校において適切に支援をしていただきたいと思いますと考えております。この考え方は、罹患後症状で長期間登校できない児童生徒も当てはまるものでありまして、今後もこうした考え方を様々な機会を通じて周知してまいります。新型コロナウイルスの罹患後症状によりまして、生徒がやむを得ず学校を欠席することがあった場合には、入学者選抜において不利益を被らないよう配慮を頂きたいと考えておりまして、その旨を周知してまいります」と答えました。

また、文科省は「令和5年1月時点で、HEPAフィルター付きの空気清浄機が1台以上設置されている学校の割合は、43.8%となっておるところでございます」と答え、設置のための補正予算200億円の交付決定額は、3月14日時点で85億円。文科大臣は「空気清浄機等の設置推進について、これは進めていきたい」と答えました。

これらについて、5月に、その後どうなっているかという問合せを行いました。その問合せに、文科省は「5月末から6月にかけて、各都道府県の教育委員会との会議の中で周知していく」との回答がありました。連絡がありましたか、学校教育課長。

○議長（武道 修司君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

先週末時点ではまだ、県教委からコロナ後遺症に係る配慮等の通知は、まだ来ていないという現状でございますが、今後そういう通知が来れば、その通知に従って適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） まだ来ていないということですが。今、永岡大臣が答弁したお言葉は私、ユーチューブで見たんです。そういうふうに大臣がおっしゃっています。

まず、この永岡大臣のお考えに、これ、はっきり言いましたので、本当だと思って答えてください。賛成ですか。

○議長（武道 修司君） 答えられるかな。どっち、課長でいい。（「はい」と呼ぶ者あり）鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

賛成・反対は、ちょっと私からは答弁を控えさせていただきたいと思いますが。そういう、いわゆる国からの通知が県を通じて来れば、その通知に基づいて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） そういうお答えだと思いますけど、お気持ちは、私、同じだと思うんですよ。子どもたちを守っていかないといけないと。もし、そういう子どもさんがおられたら。

今、永岡大臣が言ったのは、これ、私も見ていて、ああ、大臣さんがこんな答弁をするのだなと感動しました。本当にこうやって考えてくれているっていうことを、私はうれしく思っています。ぜひ、町も気持ちは一緒だと思いますので、これから通知があると思いますし、もし、なかっても、そういう……。1回見てください。

そういう気持ちで、学校教育をこれから行っていっていただきたいという私の意見を申し述べ、本日の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで本日の一般質問を終わります。残りの質問につきましては、明日13日火曜日に行います。

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分散会
